下記の財産について、一般競争入札による売払いを行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和２年11月20日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

記

１　入札により売払う財産の表示

入札番号	入札対象財産（所在地）	地目	面積(実測・公簿)	予定価格
住公第10007号	県営住宅麻機北団地元施設 （静岡市葵区北３丁目1872番７）	宅地	1,292.14㎡	61,000,000円

２　入札参加資格者

入札に参加できる者は、法人とする。ただし、次のいずれかに該当しない者とする。

⑴　破産者で復権を得ない者

⑵　次の各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶　次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第２条第１項第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ　法人の代表者が暴力団員等（法第２条第１項第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

⑷　入札対象財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

⑸　入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者

３　令和２年度一般競争入札による県有地（県営住宅麻機北団地元施設）売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の配付期間及び配付場所

⑴　配付期間

令和２年11月20日（金）から令和２年12月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑵　配付場所

ア　静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課（県庁西館10階）

〒420－8601　静岡市葵区追手町９番６号（電話番号：054－221－3085）

イ　インターネットによる場合

県のホームページ（http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-330/index.html）からダウンロードできます。

４　入札参加申込書の受付期間、受付場所等

⑴　受付期間

令和２年11月20日（金）から令和２年12月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑵　受付場所

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課（県庁西館10階）

〒420－8601　静岡市葵区追手町９番６号（電話番号：054－221－3085）

⑶　その他

入札参加申込書は、持参又は郵送により提出すること（電送による受付は行わない。）。なお、郵送による申込みの場合は、書留郵便にて上記受付期間内に上記受付場所に到着すること。

５　現地説明会

入札対象財産の所在地において、以下の日時のとおり現地説明会を開催する。

説明会の日時
令和２年12月７日（月）午後３時00分

６　入札手続等

⑴　入札執行の日時及び場所

入札の日時	入札会場
令和３年１月15日(金)　午前10時30分	静岡市葵区追手町９番６号 静岡県庁西館６階くらし・環境部会議室 当日の受付場所・時間 入札会場と同じ 午前９時30分から午前10時20分まで

⑵　入札方法

法人の代表者又はその代理人が持参して、封書にて提出すること。

⑶　入札保証金

ア　納付方法

入札参加者は、入札執行前に下記金額を入札保証金として県が発行する納入通知書により、金融機

関等で納付しなければならない。

イ　入札保証金額

金額
3,050,000円

⑷　入札の無効

静岡県財務規則第44条及び応募要領に記載された入札無効事由に該当する入札は、無効とする。

⑸　落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格以上、かつ、最高の金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最高金額の入札者が２人以上ある場合は、くじにより決定する。

⑹　契約方法

落札者は、県の定めた売買契約書により、県の定めた日までに、契約を締結しなければならない。

⑺　契約保証金

落札者は、売買契約締結時までに、落札金額の100分の10の金額を納めなければならない。なお、落札者の申出により入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

7　用途の制限

落札者は、入札対象財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

8　用途の指定

⑴　用途の指定

落札者は、入札対象財産を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に定める保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の第２条第７項に定める幼保連携型認定こども園、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第５条の２に定める老人居宅生活支援事業の用に供する施設又は老人福祉法第５条の３に定める老人福祉施設又は第29条に定める有料老人ホームの用に供しなければならない（以下「指定用途」という。）。

⑵　指定用途に供すべき始期

落札者は、当該物件をこの契約締結後、２年を超えない範囲内において、県が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供しなければならない。ただし、県は、大規模な工事等を要する等、落札者の施設の建設計画が２年を超えるもので、やむを得ない理由があると認めるときは、当該建設計画の完成予定日から１年を超えない範囲内で指定期日を指定する。この場合において、８(3)に定める指定期日を始期とする指定期間が契約締結日から10年を経過する日以前に満了するように定める。

⑶　指定期間

落札者は、指定期日から５年間、引き続き指定用途に供しなければならない。

⑷　指定期日等の変更の承認

ア　落札者は、不可抗力その他真にやむを得ない理由により、指定用途に供すべき期日の変更又は指定用途に供すべき期間の変更を必要とするときは、事前にその理由を付した書面をもって、県の承認を

求めなければならない。

イ　落札者は不可抗力による入札対象財産の滅失又は損傷その他真にやむを得ない理由により、指定用途の変更又は解除を必要とするときは、事前にその理由を付した書面をもって、県の承認を求めなければならない。

９　買戻しの特約

売買契約の特約として、県は、入札対象財産の所有権移転後に落札者が契約に違反したときは、入札対象財産の買戻しをすることができるものとする。なお、特約に定める買戻しの期間は、契約締結日から10年間とする。

10　その他

⑴　入札参加者は、本公告のほか、応募要領を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

⑵　入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑶　照会窓口は、静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課（電話番号054－221－3085）とする。